

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

1. 産業技術学部

教育 1-1

2. 保健科学部

教育 2-1

産業技術学部

- I 教育水準 教育 1-2
- II 質の向上度 教育 1-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、当該学部は 2 学科から構成され、学年進行中である。学科所属の教員のほか、障害者高等教育研究支援センターの教員が教育を担当する体制が整備され、大学設置基準の 2 倍の専任教員を確保し、専任教員が対応できない科目には非常勤講師を採用するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学生による授業評価の義務化、若手教員の聾学校訪問等のファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施しているほか、全学組織としての FD・SD 企画室が設立され、大学全体として活動している。また、平成 20 年度から教員の教育評価システムが本格実施できるよう整備を行ったなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、産業技術学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、産業技術学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、「教養教育系科目」と「専門教育系科目」とが調和的に

配置されたカリキュラム構成であり、2年次以降は学生の能力や適性に応じた複数の履修コースを提供するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、社会との関係を密にするため、インターンシップとして3年次に複数の演習を設け、実社会のフィールドで実践的な体験教育を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、産業技術学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、産業技術学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16~19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16~19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、聴覚障害学生のため、近接距離での双方向授業が可能な少人数クラス体制を実現しているほか、各種メディアを効果的に活用している。講義と演習の組み合わせによる授業形態を実施し、チューター制によるきめ細かな学生指導を行うなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、入学時のセミナー実施、クラス担任等による個別指導がなされるほか、電子メールの活用、ICカードによる演習室の時間外使用システムの設置等による自発的学習の支援を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、産業技術学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、産業技術学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16~19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を下回る

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、学年進行中のため卒業生はまだおらず、また具体的な単位修得状況等は記載されていないが、進級制限を受けた学生が平成 18、19 年度にそれぞれ 6 人、9 人いる。一方、教育課程実施検討ワーキンググループを組織し、個性にあった高度の職業技術と応用能力をもつ専門職業人を育成するためのカリキュラム検討を継続的に行うなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生による授業評価を継続するとともに、昨年度のデータを整理し、学内出版物に掲載して、教員にフィードバックしているとされているが、結果については記載がなく不明であることから、期待される水準を下回ると判断される。

以上の点について、産業技術学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、産業技術学部が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生による授業評価結果は、質問項目において学業の成果を判断できる項目となっていないことから、期待される水準を下回ると判断される。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

判定しない

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、いまだ卒業生を出していないため、卒業後の進路状況を判断できる状態ないことから、段階判定は行わない。

「関係者からの評価」については、いまだ卒業生を出していないため、関係者からの評価を判断できる状態ないことから、段階判定は行わない。

以上の点について、いずれの観点も「段階判定は行わない」との判断を行ったことから、進路・就職の状況は「判定しない」こととする。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、一方の観点に対し「段階判定は行わない」との判断を行ったことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成 22 年 3 月の第一期卒業生の就職率は約 97% と高く、職業別、産業別の就職状況についても教育内容、教育目標に合致した就職状況であるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「関係者からの評価」については、第 1 期生が平成 22 年 3 月に卒業しており、関係者からの評価を判断できる状態ないことから、段階判定は行わない。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

保健科学部

- I 教育水準 教育 2-2
- II 質の向上度 教育 2-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、当該学部は、保健学科と情報システム学科で構成され、保健学科は鍼灸学、理学療法学の 2 専攻で構成されている。鍼灸学専攻には鍼灸学、医学等、理学療法学専攻には理学療法学、医学等、情報システム学科には情報工学、システム設計情報学等を専門とする教員が配置されている。また、障害者を対象としており、大学設置基準のほぼ 1.5 倍にあたる専任教員数を擁するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、ファカルティ・ディベロップメント (FD) や学生評価に加えて、教員相互の授業参観を実施し、参観後のアンケート調査結果を授業方法の改善に役立てているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、保健科学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、保健科学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「教育課程の編成」については、1 年次から専門教育課程の科目が開講され、2 年次以

降も学部共通科目、学科共通科目、専攻科目及び卒業研究が開講され、専門性を深めながら履修する形態となっており、4年間を通して幅広い教養と専門性が身に付けられるよう編成されている。また、教材をほとんど障害者高等教育研究支援センターで作成しており、困難が予想される教育に適切に対応しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、他の短期大学又は大学等において修得した単位を認定するとともに、成績優秀者に制限を超えた単位修得を認める柔軟な対応をしているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、保健科学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、保健科学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16~19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16~19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、視覚障害者の教育にはコンピューターシステムを中心とした情報機器の支援が重要であり、視覚障害者に合ったピンディスプレイ、点図ディスプレイを配備しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学生が視覚障害者であるために音声アクセスに対応したシラバスを作成しウェブサイトで公開している。また、無線LANを学内随所に設置し、ネットワークを利用した自学自習を推進しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、保健科学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、保健科学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16~19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1

期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、卒業生が輩出されていない時点での評価は困難であるが、教育の内容・方法や資源を考慮すると学生が身に付けた学力や資質・能力は、良好なものとなっていることが推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生からの評価を各教員にフィードバックし、授業内容やカリキュラムに反映しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、保健科学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、保健科学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

判定しない

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、いまだ卒業生を出していないため、卒業後の進路状況を判断できる状態ないことから、段階判定は行わない。

「関係者からの評価」については、いまだ卒業生を出していないため、関係者からの評価を判断できる状態ないことから、段階判定は行わない。

以上の点について、いずれの観点も「段階判定は行わない」との判断を行ったことから、進路・就職の状況は「判定しない」こととする。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、一方の観点に対し「段階判定は行わない」との判断を行ったことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、就職希望者のほとんどが就職しており、進学者も含めれば 9 割以上が希望する進路に進んでいる。また関連する国家試験の合格率について、あん摩マッサージ指圧師試験・はり師試験・きゅう師試験はいずれも 100% であり、理学療法士試験は 71.4% であるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「関係者からの評価」については、第 1 期生が平成 22 年 3 月に卒業しており、関係者からの評価を判断できる状態ないことから、段階判定は行わない。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 4 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。